

六 関 係 審 議 会 の 答 申

目次

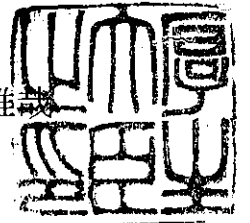
一	医療審議会 諮問書	1
二	医療審議会 答申書	6
三	社会保障制度審議会 諮問書	8
四	社会保障制度審議会 答申書	13



厚生省発健政第9号
平成12年2月10日

医 療 審 議 会
会 長 浅 田 敏 雄 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉



諮 問 書

医療法（昭和23年法律第205号）等を別添要綱のとおり改正することについて、医療法第71条の2第1項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

医療法等の一部を改正する法律案要綱

第1 改正の趣旨

医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関して広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の所要の措置を講ずる。

第2 改正の要点

一 入院医療を提供する体制の整備に関する事項

1 病床の種別に関する事項

- (1) 病床の種別を、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床とすること。
- (2) 精神病床、感染症病床及び結核病床について、定義規定を設けること。
- (3) 療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいうこと。
- (4) 一般病床とは、病院の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいうこと。
- (5) 病院は、当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生省令で定める人員を有しなければならないこと。

また、療養病床及び一般病床については、次のとおりの人員及び施設を有しなければならないこととするよう、厚生省令を定めること。

〈療養病床〉

- ・従前の療養型病床群と同じ

〈一般病床〉

○人員について

- ・看護婦及び准看護婦：入院患者3人に1人
- ・その他：従前の「その他の病床」と同じ

○施設について

- ・新築及び全面改築の病室の病床面積：患者1人当たり6.4㎡以上
- ・新築及び全面改築の病室の廊下幅：1.8m以上（両側居室2.1m以上）
- ・その他：従前の「その他の病床」と同じ

〈経過措置〉

- ・へき地、離島等の病院又は従前の「その他の病床」が200床未満の小規模の病院

については当該病院が有しなければならない人員について、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から5年間の経過措置を定めること。

- ・施行日に現に存する病院又は診療所の病床のうち療養型病床群でないものが療養病床に移行する場合、当分の間、病院については廊下幅及び機能訓練室について、診療所については廊下幅について転換特例を認めること。
- ・施行日に現に存する療養型病床群については、療養病床に移行する場合、当分の間、従前の基準によることができること。

(6) 施行日に現に従前の「その他の病床」を有する病院は、施行日から2年6月以内に療養病床又は一般病床の種別ごとの病床数等の事項を届け出なければならないこと。

なお、病床の区分の単位は原則として病棟単位とし、療養病床と一般病床の合計数が100床未満の病院については病室単位で区分することができる取扱いとすること。

2 医療計画に関する事項

(1) 「必要病床数」の用語を「基準病床数」に改めること。

(2) 療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準は、それぞれの病床の種別に応じ算定した数を合算するものとする。

(3) 施行日から療養病床及び一般病床の区分が定着するまでの間は、全体として基準病床数を算定すること。

(4) 基準病床数については、次のような考え方にに基づき、厚生省令で算定基準を定めること。

- ・地域間格差の是正及び在院日数の短縮化傾向等に対応するよう、基準病床数を算定すること。
- ・都道府県知事の裁量により、地域の医療の実情を反映することができるよう、流入及び流出加算の見直し等を行い算定すること。

3 病院等の施設の基準に関する事項

(1) 病院が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設、暖房施設及び汚物処理施設については規制を廃止し、消毒施設及び洗濯施設については規制を緩和すること。

また、給食施設及び臨床検査施設については、規制を緩和するよう、厚生省令を定めること。

(2) 療養病床を有する診療所が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設及び暖房施設については、規制を廃止すること。

4 適正な入院医療の確保に関する事項

(1) 都道府県知事等は、病院等の人員が1の(5)に違反し、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずるおそれのある場合として厚生省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、人員の増員を命じ、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命じることができること。

また、厚生省令で定める場合として、違反期間が2年を超え、人員が1の(5)の2

分の1以下の場合を定めること。

- (2) 都道府県知事等は、病床数の増加等の許可を受けた後正当の理由がないのに、6月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができること。
- (3) 開設許可を受けた病院等の休止について、原則として1年以内とし、都道府県知事等は、これらの病院等が休止した後正当の理由がないのに、1年以上業務を再開しないときは、当該開設許可の取消等ができること。
- (4) 都道府県知事等は、病院等の業務が法令等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院等の開設者等に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等ができることとするほか、報告徴収等について所要の規定の整備を行うこと。

5 その他

- (1) 「収容」を「入院」の用語に改めること。
- (2) 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

二 医療における情報の提供の推進に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」及び「助産録に係る情報を提供することができる旨」を追加すること。

また、次の事項を広告できる事項とするよう、厚生大臣が定める事項を追加すること。

- ・財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・医師の略歴、年齢（生年月日）及び性別
- ・共同利用できる医療機器
- ・対応可能な言語（手話及び点字を含む。）
- ・予防接種（種別）
- ・健康診査の実施（「総合的な健康診査の実施」の変更）
- ・保健指導及び健康相談の実施（「健康相談の実施」の変更）
- ・介護保険の実施に伴う事項（紹介をすることができる介護関連施設の名称等）

三 医師及び歯科医師の臨床研修の必修化に関する事項

1 医師の臨床研修の必修化に関する事項

- (1) 診療に従事しようとする医師は、2年以上大学の医学部等の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないこと。
- (2) 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修

- 了した旨を医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。
- (4) (3)の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこと。
 - (5) 臨床研修を修了した医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
 - (6) 病院等の開設者は、臨床研修を修了した医師に、その病院等を管理させなければならないこと。

2 歯科医師の臨床研修の必修化に関する事項

- (1) 診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上大学の歯学部等の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院等において、臨床研修を受けなければならないこと。
- (2) 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならないこと。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。
- (4) (3)の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこと。
- (5) 臨床研修を修了した歯科医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
- (6) 病院等の開設者は、臨床研修を修了した歯科医師に、その病院等を管理させなければならないこと。

第3 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第2の三の1については平成16年4月1日から、第2の三の2については平成18年4月1日から施行すること。
- 二 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。



医療審第4号

平成12年2月21日

厚生大臣

丹羽雄哉 殿

医療審議会会長

浅田 敏 雄



医療法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）

平成12年2月10日発健政第9号をもって諮問のあった標記については、当審議会としては、医療を取り巻く環境の変化に対応するための課題に取り組むものとしてこれを了承する。ただし、一部の委員から、医療法上の人員配置基準は最低基準であり、一般病床の看護職員の配置基準は入院患者4人に1人とすべきとの意見があったことを付記する。

諮問案についての意見は次のとおりであるので、政府において適切に対処し、引き続き改革を進めることを要望する。

① 公私病院等の機能分担と連携

公私病院の機能分担と連携、病院、診療所の機能分担と連携については、当審議会としても引き続き検討を行うこととするが、当面、1月12日付会長メモにおいて示された内容に沿って適切な対応を講ずること。

② 療養病床の入院患者の取扱い

療養病床に入院している患者の症状が急性増悪した場合の医療の提供については、主治医の判断で行うものであること。

③ 中小病院についての配慮

一般病床の看護職員の配置基準を入院患者3人に1人とするることについては、半世紀にわたる基準の変更であり、その影響が大きい中小病院の役割と支援策について、当審議会において検討し、その検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずること。

④ 適正な入院医療の確保

適正な入院医療の確保に関する事項については、その運用に当たり、慎重な配慮をすること。

⑤ 医療における情報提供の推進

医業等に関する広告の規制については、当面、当審議会が昨年7月に提出した「医療提供体制の改革について（中間報告）」において示した基本的な考え方を踏まえて検討すること。

さらに、広告を含む情報提供の在り方について、基本的な検討が必要と考える。

⑥ 臨床研修の必修化

医師及び歯科医師の臨床研修を必修化するに当たっては、医療関係者審議会が提言している複数の診療科で研修を行うことや研修の場を多様なものとする事などの研修内容の充実を併せて行うことが重要であること。

この場合、研修医が研修に専念できるための環境の整備が進められることも重要である。



厚生省発健政第21号
平成12年2月24日

社会保障制度審議会
会長 宮澤 健一 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮 問 書

医療法（昭和23年法律第205号）等を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

医療法等の一部を改正する法律案要綱

第1 改正の趣旨

医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関して広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の所要の措置を講ずる。

第2 改正の要点

一 入院医療を提供する体制の整備に関する事項

1 病床の種別に関する事項

- (1) 病床の種別を、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床とすること。
- (2) 精神病床、感染症病床及び結核病床について、定義規定を設けること。
- (3) 療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいうこと。
- (4) 一般病床とは、病院の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいうこと。
- (5) 病院は、当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生省令で定める人員を有しなければならないこと。

なお、療養病床及び一般病床については、次のとおりの人員及び施設を有しなければならないこととするよう、厚生省令を定める予定である。

〈療養病床〉

- ・従前の療養型病床群と同じ

〈一般病床〉

○人員について

- ・看護婦及び准看護婦：入院患者3人に1人
- ・その他：従前の「その他の病床」と同じ

○施設について

- ・新築及び全面改築の病室の病床面積：患者1人当たり6.4㎡以上
- ・新築及び全面改築の病室の廊下幅：1.8m以上（両側居室2.1m以上）
- ・その他：従前の「その他の病床」と同じ

〈経過措置〉

- ・へき地、離島等の病院又は従前の「その他の病床」が200床未満の小規模の

病院については当該病院が有しなければならない人員について、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から5年間の経過措置を定めること。

- ・施行日に現に存する病院又は診療所の病床のうち療養型病床群でないものが療養病床に移行する場合、当分の間、病院については廊下幅及び機能訓練室について、診療所については廊下幅について転換特例を認めること。
- ・施行日に現に存する療養型病床群については、療養病床に移行する場合、当分の間、従前の基準によることができること。

- (6) この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に現に従前の「その他の病床」を有する病院は、施行日から2年6月以内に療養病床又は一般病床の種別ごとの病床数等の事項を届け出なければならないこと。

2 医療計画に関する事項

- (1) 「必要病床数」の用語を「基準病床数」に改めること。
- (2) 療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準は、それぞれの病床の種別に応じ算定した数を合算するものとする。
- (3) 施行日から療養病床及び一般病床の区分が定着するまでの間は、全体として基準病床数を算定すること。

3 病院等の施設の基準に関する事項

- (1) 病院が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設、暖房施設及び汚物処理施設については、規制を廃止し、消毒施設及び洗濯施設については、規制を緩和すること。
- (2) 療養病床を有する診療所が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設及び暖房施設については、規制を廃止すること。

4 適正な入院医療の確保に関する事項

- (1) 都道府県知事等は、病院等の人員が1の(5)に違反し、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずるおそれのある場合として厚生省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、人員の増員を命じ、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命じることができること。
- (2) 都道府県知事等は、病床数の増加等の許可を受けた後正当の理由がないのに、6月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができること。
- (3) 開設許可を受けた病院等の休止について原則として1年以内とし、都道府県知事等は、これらの病院等が休止した後正当の理由がないのに、1年以上業務を再開しないときは、当該開設許可の取消等ができること。
- (4) 都道府県知事等は、病院等の業務が法令等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院等の開設者等に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等ができることとするほか、報告徴収等について所要の規定の整備を行うこと。

5 その他

- (1) 「収容」を「入院」の用語に改めること。
- (2) 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

二 医療における情報の提供の推進に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」及び「助産録に係る情報を提供することができる旨」を追加すること。

〔 なお、次の事項を広告できる事項とするよう、厚生大臣が定める事項を追加する
予定である。〕

- ・ 医師の略歴、年齢（生年月日）及び性別
- ・ 共同利用できる医療機器
- ・ 対応可能な言語（手話及び点字を含む。） 等

三 医師・歯科医師の臨床研修の必修化に関する事項

1 医師の臨床研修の必修化に関する事項

- (1) 診療に従事しようとする医師は、2年以上大学の医学部等の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないこと。
- (2) 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。
- (4) (3)の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこと。
- (5) 臨床研修を修了した医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
- (6) 病院等の開設者は、臨床研修を修了した医師に、その病院等を管理させなければならないこと。

2 歯科医師の臨床研修の必修化に関する事項

- (1) 診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上大学の歯学部等の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院等において、臨床研修を受けなければならないこと。
- (2) 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならないこと。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修

- 了した旨を歯科医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。
- (4) (3)の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこと。
 - (5) 臨床研修を修了した歯科医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
 - (6) 病院等の開設者は、臨床研修を修了した歯科医師に、その病院等を管理させなければならないこと。

第3 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第2の三の1については、平成16年4月1日から、第2の三の2については、平成18年4月1日から施行すること。
- 二 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。



総社第52号
平成12年3月3日

厚生大臣 丹羽雄哉 殿

社会保障制度審議会
会長 宮澤 健



医療法等の一部改正について（答申）

平成12年2月24日厚生省発健政第21号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

記

今回の改正は、病床の種別、看護婦等の配置基準、医療機関の広告規制、医師等の臨床研修などに改正を加えようとするもので、その方向性についてはおおむね了承できる。

しかしながら、良質な医療の効率的な確保には、不十分な点が少なくなく、なお多くの課題があり、特に以下に指摘する点について十分検討し早急な対応を求めたい。

- 1 病床の種別については、急性期病床と慢性期病床に区分することが考えられる。今回の改正では一般病床と療養病床に区分されることになるが、その具体的な目的や効果が明確になっているとはいえない。今後、一般病床と療養病床の区分の趣旨、目的について、国民や医療関係者に十分に説明し、広報するなどの措置を採るべきである。
- 2 看護婦等の配置基準については、一般病床で3対1に引上げられるが、医療の高度化・専門化への対応、看護婦等の業務の現状、とりわけ看護サービスの改善等から、今回の措置にとどまることなく、今後更なる改善を図るべきである。

- 3 今回の改正によって、診療録等に係る情報開示が行われるなど医療における情報の提供が従来より改善するが、必ずしも十分ではない。医療提供側と比べて情報の面で不利な患者の立場を考慮して、今後更にできる限り多くの情報が提供され、患者が適切に医療機関を選択することができるようにする必要がある。他方、医療機関側から提供される情報の信頼性の判定を専門家ではない患者にのみゆだねるのは適当でなく、今後、医療機関の機能等を第三者が評価する仕組みを飛躍的に充実させるべきである。
- 4 医師及び歯科医師は、患者に適切な説明を行い、患者の理解を得て、全人的に診療に当たることが医療の基本である。

医師及び歯科医師の臨床研修については、研修内容が、研修の義務化に劣らず重要であることはいうまでもない。知識、技能の十分な修得はもちろんのこと、研修のあらゆる機会を通じて医師・歯科医師としての倫理観の涵養に努めるのが重要であることを強調しておきたい。

なお、研修医及び研修病院への経済的な配慮も忘れてはなるまい。

- 5 今後の医療行政の中心的課題の一つは、今回の改正で位置づけられた一般病床の適正な地域配置と適正病床数の確保であり、その速やかな実施に向け、地域によっては病床数の削減も視野に入れて、検討を急がなければならないことを強く指摘しておきたい。

療養病床については、医療保険又は介護保険の選択が開設者に任されているという問題、他の介護施設との相互関係・役割分担が不明確であるという問題があり、早急に整理する必要がある。